

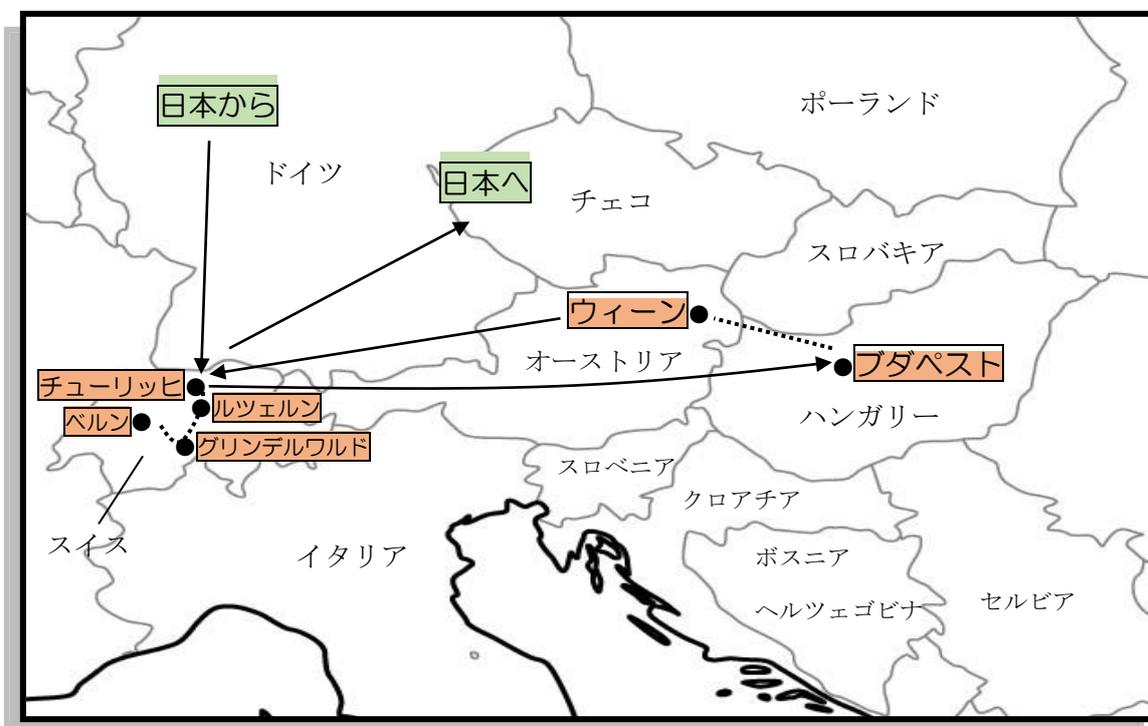
2020年度 欧州における自転車政策調査団

ハンガリー・オーストリア・スイスの都市における
自転車環境(走行空間・駐輪空間・シェアサイクル)
及び自転車施策の実態調査

【参加のご案内】

調査期間：2020年4月5日(日)～4月12日(日)

【8日間】



【調査企画】

公益財団法人 自転車駐車場整備センター
(調査コーディネーター 古倉宗治氏)

【協賛】

一般社団法人 自転車駐車場工業会
一般社団法人 日本シェアサイクル協会
月刊「自転車・バイク・自動車駐車場パーキングプレス」誌

【旅行企画・実施(お申込先)】

ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社
【観光庁長官登録旅行業第1139号(社)日本旅行業協会 JATA 正会員】

日 程 表

2020年度 欧州における自転車政策調査団（ハンガリー・オーストリア・スイス）

日数	月 日 (曜)	都 市 名	現地時間	交通機関 所要時間	摘 要	食 事
1	2020年 4月5日 (日) ハンガリー	東京(成田1) 発 チューリッヒ 着 チューリッヒ 発 ブダペスト 着 (時差-7時間)	10:25 15:35 17:30 19:05	予定便 LX-161 (12h10) LX-2258 (1h35) 専用バス	成田予定集合時間: 午前8時00分 空路、スイス航空(LX)にてチューリッヒ 乗り継ぎブダペストへ 着後、専用バスにてホテルへ (ブダペスト泊)	機 夕 ○
2	4月6日 (月)	ブダペスト		専用バス (通訳)	◎ブダペスト市交通局等公式訪問(午前) 1. 自転車政策全般について 2. 駐輪場整備状況等について 3. EuroVelo(全欧自転車道路網)について 午後、ブダペスト市内駐輪場施設及び 自転車道路網視察 (ブダペスト泊)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ×
3	4月7日 (火) オーストリア	ブダペスト 発 ウィーン 着	14:00 17:00	専用バス (ガイド) 専用バス (243km)	午前、ブダペスト市内交通事情等視察 専用バスにてEuroVelo6(4448km)ルート を通りウィーンへ (ウィーン泊)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ○
4	4月8日 (水)	ウィーン		専用バス (通訳) 午後 (ガイド)	◎ウィーン市交通局等公式訪問(午前) 1. 自転車政策全般について 2. 駐輪場整備状況等について 3. EuroVelo(全欧自転車道路網)について 午後、ウィーン市内駐輪場施設及び 自転車道路網視察 (ウィーン泊)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ×
5	4月9日 (木) スイス	ウィーン 発 チューリッヒ 着 ルツェルン 着	08:50 10:10	専用バス OS-551 (1h20) 専用バス (通訳)	空港へ 空路、オーストリア航空にてチューリッヒへ ◎チューリッヒ市(又はベルン市)交通局 等公式訪問 1. 自転車政策全般について 2. 駐輪場整備状況等について 3. シェアサイクル(SMIDE)について 4. EuroVelo(全欧自転車道路網)について 視察後、ルツェルンへ (ルツェルン泊)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ○
6	4月10日 (金)	ルツェルン 発 86km (グリンデルワルド) 75km ベルン 着		専用バス (ガイド)	◎スイス各都市走行空間(EuroVelo6)、 駐輪空間、シェアサイクル状況視察 1. ルツェルン(走行空間) 2. グリンデルワルド(山岳シェアサイクル) 3. ベルン(PUBLIBIKE) (ベルン泊)	朝 ○ 昼 ○ 夕 ×
7	4月11日 (土)	ベルン 発 124km チューリッヒ 着 チューリッヒ 発	08:00 10:30 13:00	専用バス (ガイド) LX-160 (11h40)	午前、ベルン PUBLIBIKE 視察後、 チューリッヒ空港へ 空路、スイス航空にて帰国の途へ (機中泊)	朝 ○ 昼 × 夕 機
8	4月12日 (日)	東京(成田1) 着	07:40		着後、解散	朝 機

LX: スイス航空 OS: オーストリア航空

※訪問予定先は担当者の都合により変更になる場合がございます。

この日程表は作成当日の最新の資料に基づいていますが、将来、運輸機関の運行スケジュールの改訂、その他の理由により予告なしに変更される場合もございます。

2020年度 欧州における自転車政策調査団

{ ハンガリー・オーストリア・スイスの都市における自転車環境
(走行空間・駐輪空間・シェアサイクル) と自転車施策の実態調査 }

1. 趣旨

2015年、2017年及び2018年においては、それぞれ、米国及びカナダの自転車先進都市、ヨーロッパ北部の自転車最先進都市及びヨーロッパ南部の自転車推進都市を調査対象に、それぞれの自転車政策、自転車走行空間、自転車駐車空間、シェアサイクル等について調査を実施した。今回は、ヨーロッパの中央部に位置するハンガリー、オーストリア及びスイスを対象に、上記基本的事項に加えて、国際的な広域的な自転車ルートを対象に調査を実施する。

すでに、これらの国々は、自転車分担率では、ハンガリーがデンマークやドイツを超えて高い国であり、また、オーストリアやスイスも山国のような印象があるが、ヨーロッパでは、ベルギーやスウェーデンなどと同じくらいの分担率の中位の国であり、イギリスやフランスなどよりも相当高い。これらの国では、自転車利用が盛んな自転車推進都市があり、これを対象とする。

これに加えて、今回の目玉として、ヨーロッパでは、ヨーロッパ自転車連盟という民間団体を主体としてユーロペロの国際的な自転車ルートが7万km以上14ルートが認定され、このうち、第6ルート(大西洋-黒海ルート、4448km)がハンガリー、オーストリア及びスイスを通過している(ブダペスト及びウィーンを通過)。このルートは、ダニューブ川とロワール川沿いの世界中のサイクリストに知られた区間を有する最も人気のあるルートとされ、可能な限りこれに沿って現地でのコース設定や周辺施設その他のソフト面での施策、これに接続する国内ルート等を調査し、我が国の自転車活用推進計画におけるサイクルツーリズムの推進のためのナショナルルートやモデルルートの検討の参考にする。

2. 調査国 ハンガリー・オーストリア・スイス (3ヶ国)

3. 調査期間 2020年4月5日(日) ～ 4月12日(日) 8日間

4. 調査訪問先 (公式訪問都市)
 ブダペスト市 (ハンガリー)
 ウィーン市 (オーストリア)
 チューリッヒ市 又は ベルン市 (スイス)
 (現地視察都市)
 ルツェルン・グリンデルワルド (スイス)

5. 団 編 成 国、地方公共団体、公益法人、自転車駐車場関係企業等
 職員約15名程度で編成する。

2020年欧州自転車政策調査団(ハンガリー・オーストリア・スイス)の3つの特色

1. ユーロペロの現地視察と通過都市でのヒアリング

我が国のナショナルサイクルルートのお手本の一つとなっているユーロペロ(自転車連盟認定の15本のヨーロッパ国際自転車ルート)の中で最もポピュラーで利用者の多い第6ルート「大西洋―黒海ルート」※のうち、スイス、オーストリア及びハンガリーを通過している部分の現地視察と通過都市での課題、評価や効果についてのヒアリングとを行い、今後の我が国の広域ルート設定の参考にします。

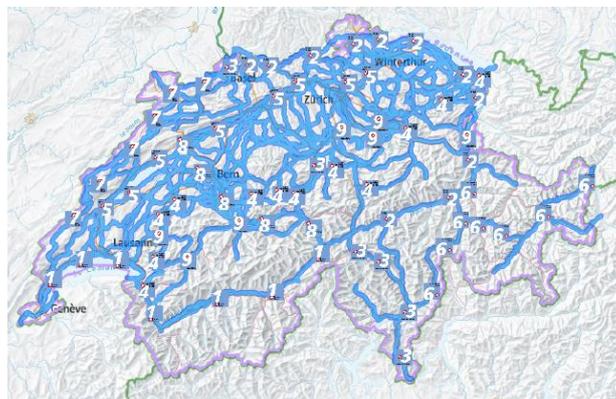
※ ヨーロッパを東西に横断するフランス・ナントを出発点とし、スイス、ドイツ、オーストリア、スロバキア、ハンガリー、クロアチア、セルビア、ブルガリア及びルーマニア・コンスタンタ終点までのルートで総延長4,448km、完成済み。



ユーロペロ第6ルート オーストリア通過部分

2. サイクルツーリズム(自転車観光)に力を入れている都市でのヒアリング及び現地視察

わが国で今後の自転車施策として重点になっているサイクルツーリズムが盛んな都市として、その推進方策などを重点にした自転車施策を展開しており、サイクルツーリズムの推進方策などについてのヒアリング及び視察を行い、今後の我が国のサイクルツーリズムの参考にします。



スイスの国の9本のサイクルツーリズムネットワーク

3. 自転車利用が盛んで自転車施策に力を入れている国の都市でのヒアリング及び現地視察

オランダに次いで世界第二位の自転車分担率に上昇してきたハンガリー(2013年に19%、デンマークは16%※)や山国でも自転車利用が盛んでかつ自転車施策を推進しているオーストリア及びスイスの都市でヒアリング及び現地視察を行い、新しい自転車先進国の自転車施策や山地の多い我が国での自転車利用の参考にすることができます。また、これらの都市は、シェアサイクル及び駐輪空間の整備に取り組んでおり、我が国の自転車利用を支える環境づくりの参考にできます。



ハンガリー・ブダペストのシェアサイクル

※European Cyclists' Federation "Overview table of the national cycling strategies in Europe"

調査都市の概要

(1) EuroVelo(ユーロベロ)

EuroVelo はヨーロッパ全土に跨るサイクリングロード。ルートは計画中のものも含め現時点で 14 本あり、2020 年に全ルートが繋がると全長 7 万 km にもなる予定です。一番短いルートでも 1000km 以上あり、日本では考えられない長さがあります。ルート選定にあたっては次のような条件があるため、ツーリング、長期の旅行者にとっても優しい環境となっています。

- ・自転車専用道や歩行者道路との共用
- ・農道、林道
- ・公道の場合、制限速度時速 30km 以下、それを超える場合は 1 日の車両通行が 2000 台以下
- ・公道と並走する自転車専用レーンの場合は、公道の交通量が 1 日 10000 台以下
- ・橋、地下道、トンネルは、自転車・歩行者用レーンがあること
- ・長距離区間で勾配 6%、短距離では 10%以上の勾配は避けること
- ・1 日に高低差 1000m を超える場合は代替えとなる公共交通機関があること
- ・30~90km おきに宿泊施設があること
- ・15km~45km おきにレストランやパブがあること
- ・150km おきに自転車ショップや修理場があること

EuroVelo はヨーロッパ自転車連盟 (European Cyclists' Federation) が推進しているプロジェクトで、ルート開発の詳細は[Guidance on the Route Development Process](#)に載っています。

(2) ブダペスト

ヨーロッパ自転車連盟の資料によると、ハンガリーはオランダに次いで、自転車の分担率が高い国である (2013 年 19%)。首都のブダペストは、人口 176 万人 (2016 年)、面積 525 km²の都市である。自転車走行空間のルートが 212km あり (自転車道 73.6km など)、また、シェアサイクルとして、BUBI がある (ハンガリー石油ガス会社 MOL から資金的援助を受け、MOL BUBI と呼ばれる)。台数は約 1150 台、ステーション 100 箇所、利用が 2 年間で 140 万回 (2016.11 現在)あり、これを 2018 年秋までに増加させ、1286 台、112 箇所にする計画である。公共施設などでの駐輪施設の整備にも取り組んでいる。これらのため、自転車利用が伸びており、自転車分担率は 2020 年に 10%に達する。アムステルダムやコペンハーゲンと並んで、東ヨーロッパ等からサイクリストが注目する自転車都市でもある。自転車のコミュニティも形成され、強力な自転車通勤のシーンも見られ、また、ダニューブ川沿いのルート等もユーロベロのルート 6 として通過している。

(3) ウィーン

オーストリアは、国として 2006 年と 2011 年、そして、2015 年に自転車マスタープランを 3 回策定して、国としての自転車施策を進めており、2025 年に分担率を 13%にすることを目標とした自転車施策の推進国である。ウィーンは、人口 184 万、面積 415 km²である。スマートシティ化に注力しており、2025 年までにガソリン車の割合を 20%まで抑えるとしている。このために自転車道の整備等を進めており、自転車ネットワークの延長は 1298km、一方通行の逆方向通行が 242km あり、駐輪ラックも 35000 ある。2016 年には自転車分担率が 7%となっている。

市内には、CITYBIKEなどのシェアサイクルが5種類設けられており(うち一つは ofo)、計3125台、ポートの数計165となっている。国の自転車マスタープラン等を受けて(他に歩行者マスタープランなどがある)、2015年に都市移動計画(この中に自転車の計画も含まれる)が策定され、自転車と歩行者にやさしい都市の創造を目指している。ドナウ川に沿って、ユーロペロのルート6号が通過しているので、これのサイクルツーリズムも盛んにされているとみられる。

(4) チューリッヒ又はベルン

スイスは、国中にサイクルツーリズムの全国ネットワークを9つ設定している。全国ルート、地域ルート、地方ルートなどが張り巡らされている。スイスは、国として自転車計画はもっていないが、最近の憲法改正で、自転車専用道の推進を入れることにしたほど自転車の利用について積極的な国であり、国民も投票を通じてこのことを認識している(SWI swissinfo.ch)。ユーロペロのルート6は、バーゼル等を通過している。チューリッヒは、国際的な観光都市であり、交通政策は、人、自転車、トラムなどがバランスよく共存する都市である。自転車は、1家に1.4台もあるが、日常での利用はこれらの1/3程度しか利用されていない。市当局は、2011年に自転車マスタープランを策定して、2025年には自転車利用者数を2011年に比べて倍増させる、また、自転車利用者が安全で利用でき、かつ、自転車事故件数の現在よりも減少させることを目指している。走行空間は、慣れた自転車利用者用として97km、慣れない人のために55kmを整備している。シェアサイクル「スマイド」があり、チューリッヒの新たな交通手段の選択肢を提供している。街の中のどこでも乗り捨てることのできるシステムであり、スマートフォンを利用したものである。市民のニーズには合っており、5か月あまりで1万人を超える登録者がいるとのことである。

(5) ルツェルン・グリンデルワルド

両方とも、シェアサイクルが存在し、電動バイクやマウンテンバイクの用意がある。また、列車への持ち込みも容易にできるなど公共交通との連携もある都市である。

注： 訪問先は各市役所等の駐輪場整備及びコミュニティサイクル等の担当部署の訪問を予定していますが、詳細(訪問日時、担当部署、担当者等)につきましては調査内容(質問事項)を訪問予定先に送付の上確定することになっておりますので、調査内容により訪問予定先が変更になる場合がございます。予めご了承ください。

欧州調査コーディネーター

古倉 宗治（こくら むねはる）

東京大学法学部卒業。建設省、東京工業大学助教授、(財)民間都市開発推進機構都市研究センター、(財)土地総合研究所等、(株)三井住友トラスト基礎研究所研究理事を経て、現在公益財団法人自転車駐車場整備センターの自転車総合研究所所長。

京都大学大学院講師（公共政策大学院及び同法科大学院、「都市・地域計画」の講義担当）。

経済産業省「多様なモビリティ普及推進会議」、国土交通省「ナショナルサイクルルート制度検討小委員会」、同「ナショナルサイクルルート審査委員会」、国土交通省・警察庁「安全で快適な自転車利用環境創出に向けた検討懇談会」（いわゆるガイドライン検討委員会）、警察庁「自転車ルールの徹底方策に関する懇談会」、国土交通省「都市交通としての自転車利活用推進研究会」、警察庁「自転車対策検討懇談会」国土交通省・警察庁「新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会」警察庁「自転車の安全な通行方法等に関する検討懇談会」、奈良県「奈良県自転車活用推進計画策定委員会」、群馬県、神栖市等自転車活用推進計画に係る委員会のほか、宇都宮市、京都市、さいたま市、豊橋市、上尾市、茅ヶ崎市、姫路市、立川市、浦安市、鳥取県、狛江市等地方公共団体等の自転車関係の委員等を歴任。

自転車の総合的体系的な利用促進策、放置問題の新たな発想による解決策や自転車の交通政策などを手がけるほか、街づくりに関する法制的な規制、都市環境における環境共生のあり方、景観、土壌汚染など都市計画・都市環境分野で国、地方公共団体、民間等からの調査研究を行ってきた。

2004年に、「自転車の安全・快適・迅速な走行空間の確保及び利用促進のためのソフト面の施策に関する研究」により学位(東京大学博士(工学))を取得(工学系研究科)。

著書に「進化する自転車まちづくり～自転車活用推進計画を成功させるコツ」(単著大成出版社2019.4)、「実践する自転車まちづくり」(学芸出版社・単著2014.8)、「成功する自転車まちづくり」(学芸出版社・単著、不動産ジャーナリスト会議賞受賞、日本環境共生学会賞受)、「欧米先進国にみる自転車政策の高度な取り組み」(サイカパーキング・単著)、「自転車先進国における新たな自転車政策の展開」(サイカパーキング・単著)、「自転車利用促進のためのソフト施策」(ぎょうせい・単著)などがある。専門は、内外の自転車政策・自転車計画、まちづくり法制、都市計画法制度など。

2020年度 欧州における自転車政策調査団

参加者募集要項詳細

旅行代金 : **お一人様 598,000円** (催行人員: 15名様) 募集人員: 20名様

申込締切日: 2020年2月14日(金)

【旅行代金に含まれるもの】

コーディネーター費用: 全行程同行予定(コーディネーター: 古倉宗治氏)

交通機関の費用: 旅行日程に記載の航空運賃(エコノミークラス)

(成田空港施設使用料、欧州空港税、航空保険・燃油サービス料金等含む) 利用予定航空会社: スイス航空他

現地移動交通費: 旅行日程に記載の移動及び調査のための専用バス料金

宿泊料金: 各都市におけるホテルの2人室に2名様宛

(利用予定ホテル: ブダペスト(AQUINCUM HOTEL) ウィーン(HOTEL AM KONZERTHAUS MGALLEY)

ルツェルン(CONTINENTAL PARK HOTEL) ベルン(BRISTOL HOTEL) 又は同等クラスホテル

食事料金: 朝食6回、昼食5回、夕食3回 (機内食除く)

添乗員経費: 全行程にわたり、添乗員がお世話致します。

旅行特別補償保険料: 死亡2,500万円(死亡・後遺障害の場合のみ)

その他: 団体行動中のチップ・公式訪問先謝礼等

【旅行代金に含まれないもの】

ホテル1人部屋追加料: 70,000円(1人部屋利用の場合の6泊差額追加料金)

旅券取得費用: 旅券印紙代(5年用11,000円・10年用16,000円) ※旅券新規取得者

個人的費用: 飲物代、クリーニング代、電話電報代、超過手荷物料金、

その他: 任意の旅行保険料、その他の個人的性質のもの

日本国内移動交通費: (事前講習会参加交通費・ご自宅/空港間の移動交通費・別途日本国内線割引運賃有)

航空便ビジネスクラス及びプレミアムエコノミークラス利用追加料金: お問い合わせ願います。

お問い合わせ先

公益財団法人 自転車駐車場整備センター

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-6-7(日本橋日銀通り4階)

TEL: (03) 6262-5321 FAX: (03) 6262-5330

担当: 小林高明・大島弘樹

一般社団法人 自転車駐車場工業会 事務局

TEL: (03) 3663-6284 担当: 山室保夫

一般社団法人 日本シェアサイクル協会 事務局

TEL: (03) 3663-6281 担当: 青木美雪

月刊「自転車・バイク・自動車駐車場パーキングプレス」誌 TEL: (03) 3667-9635 担当: 青木美雪

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町7-2 ペンてるビル7F

旅行に関する問い合わせ先・お申し込み先

ティ・シー・アイ・ジャパン株式会社

(観光庁長官登録旅行業第1139号) (一社)日本旅行業協会(JATA)正会員)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎ノ門実業会館3階 TEL: (03) 3580-6311 (代)

お申し込み先メールアドレス: ogihara@tcijapan.co.jp お申し込み先 FAX: (03) 3592-1853

総合旅行業務取扱管理者 荻原一朗

担当: 荻原・渡辺・小林

ご旅行条件(要旨)

※お申し込みの際はかならずこの旅行条件書を十分にお読み下さい。

● 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、ティ・シー・アイ・ジャパン(株)観光庁長官登録一般旅行業 1139 号（以下「当社」といいます）が募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行の内容・条件は、当パンフレット以外に、契約月日による募集型企画旅行約款に基づく契約書、及び出発前にお渡しする旅行確定書面によります。

《 旅行のお申し込み方法 》

所定の旅行申し込み用紙に所定の事項を記入し、下記旅行会社宛ご郵送又はファックス送信・メール送信でも受付させていただきます。申込書受領後、渡航に関するご案内と申込金（5万円）請求書又は旅行代金一括請求書（ご希望の場合）を送付致します。

● 旅行契約の成立時期

お客様との旅行契約については、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。但し、当企画旅行契約においては、指定期日までに旅費全額一括お支払いご希望の場合は、申込金の支払いを受けなくても契約の締結を承諾することがあります。（お問い合わせ下さい）

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は、出発日の前日から起算して 30 日前までに、残金（申し込み金を差し引いた金額）又は全額をお支払い頂きます。残金を受理後、速やかに最終旅行確定書面（更に詳しい旅行条件書）を発行させていただきます。

● お客様からの旅行契約の解除

お客様は、いつでも次に定める取消料（お1人様につき）をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻し致します。申込金のみで取消料に不足する場合は、その差額を申し受けません。

旅行出発の前日より起算して次の取消料を申し受けます。

☆ 旅行開始日の前日から起算して 出発の 31 日前迄	無料
☆ 旅行開始日の前日から起算して 30 日前～21 日前迄	5 万円
☆ 旅行開始日の前日から起算して 20 日前～3 日前迄	旅行代金の 20%
☆ 旅行開始日の前日から起算して 2 日前から当日迄	旅行代金の 50%
☆ 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

● 特別補償

詳細は後日お送りする「条件書」をご参照下さい。

● 旅程保証

● 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

- (1) お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- (2) お客様がその他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実地を妨げる恐れがあると認められとき。
- (3) 参加者の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達していなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 24 日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- (4) 天災地変、戦乱、運輸機関等における争議行為、官公署の命令その他の当社で管理できない事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実地が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

● ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件は、2019 年 12 月 12 日を基準としています。また、旅行代金は 2019 年 12 月 12 日現在有効な運賃を基準として算出しています。